

令和7年度市民税県民税（国民健康保険税等）申告書の記入方法

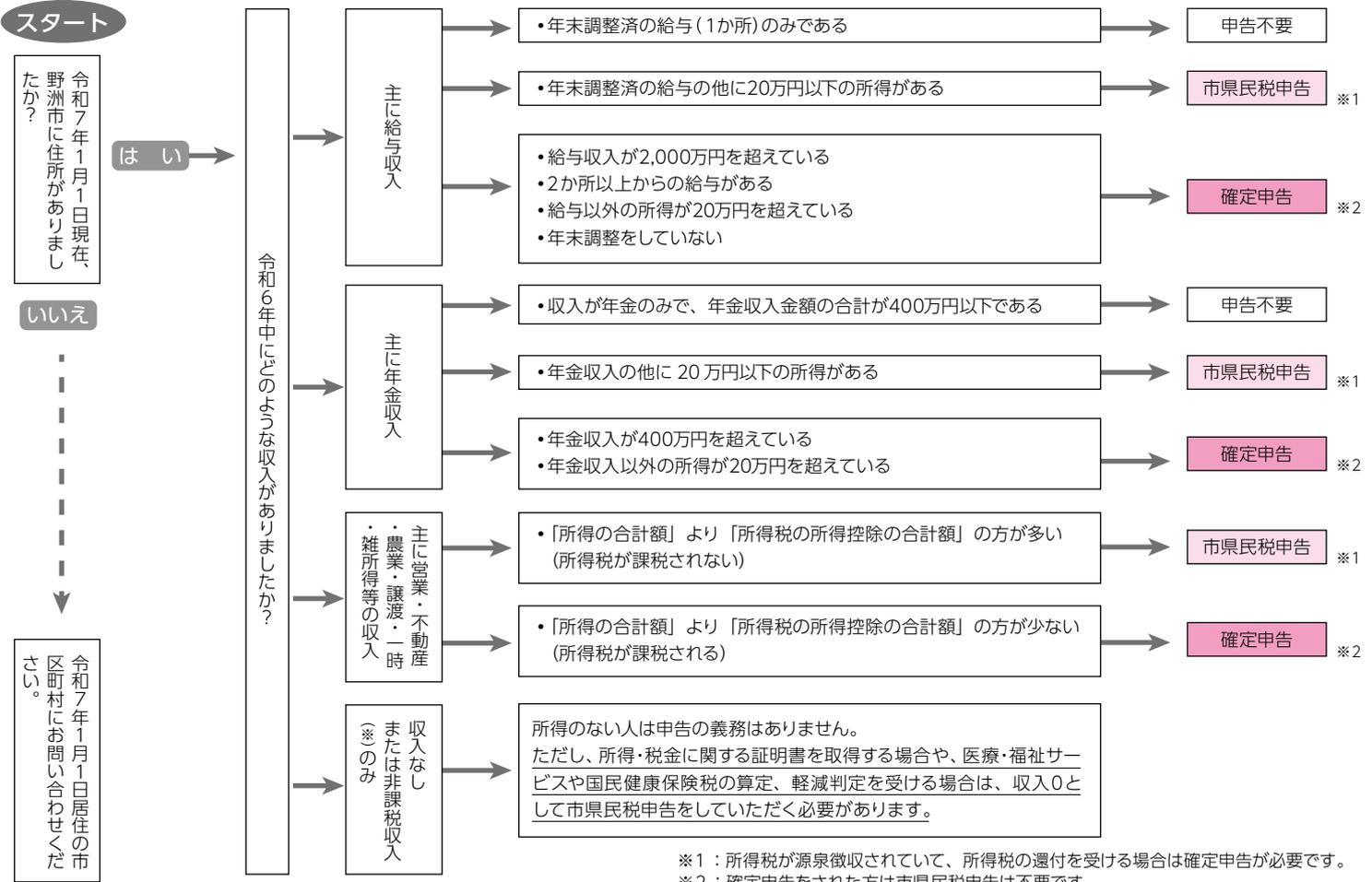
市民税県民税（国民健康保険税等）申告書は、市県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の算定の資料となりますので、この記入方法をよくお読みになって、正確に記入してください。

なお、必ずしも申告の義務があるとは限りません。下記の事項を確認のうえ、提出してください。

申告書の提出が必要な人

下記のフローチャートに沿って、申告書を提出する必要があるかどうか確認してください。

※フローチャートは一般的な例を示しているため、ご自身の状況によって変わる場合があります。



☆所得税の還付を受ける人や各種控除の適用を受けようとする人は、フローチャートに関わらず確定申告または市県民税申告が必要です。

申告に必要なもの

- 令和7年度市民税県民税（国民健康保険税等）申告書
- マイナンバーが分かるもの（マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード、お持ちでない方は通知カード等の番号確認書類及び運転免許証等の本人確認書類）
- 令和6年中の収入や所得を証明するもの（源泉徴収票など）
- 各種証明書または領収書（社会保険料・生命保険料・地震保険料の払込証明書、寄附金の受領証明書など）
- 医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書
- 事業（営業等・農業）所得、不動産所得のある人は収支内訳書

お知らせ

- 申告書(3枚複写)のうち2枚目は、本人控えとなりますので、提出される場合は、各自で保管してください。
 - 申告書の記入誤りや申告漏れ、扶養控除対象者の合計所得等により、あなたの申告書の内容で計算した市民税県民税の税額と決定通知書の税額が異なる場合があります。
 - 個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は記帳と帳簿の保存が必要となります。
 - 医療費控除を受ける場合、「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要です。医療費等の領収書の添付または提示は不要です。
- ※医療費控除の内容を確認するため、領収書の提示または提出を求める場合がありますので、申告期限から5年間、ご自宅等で保管してください。

お問い合わせ 野洲市総務部税務納税課 電話：077-587-6040（直通）

令和7年度 市民税県民税(国民健康保険税等)申告書の書き方

申告書表面

令和7年度 市民税県民税(国民健康保険税等)申告書

野洲市長		現住所	野洲市小篠原2100番地1		宛名番号		
提出年月日		フリガナ	シンゴウタロウ		職業	会社員	
年	月	日	氏名	申告太郎	電話番号	(097) 587-6040	
令和	2	17	生年月日	33・2・19	個人番号	012345678910	
		明・大・昭 平・令	世帯主の氏名	本人	続柄	本人	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料除	社会保険の種類	支払った保険料	円	
	国民健康保険税	80,000		
	国民年金保険料	120,000		
合計		200,000		
⑮ 生命保険料除	新生命保険料の計	円	旧生命保険料の計	円
				75,000
	新個人年金保険料の計	円	旧個人年金保険料の計	円
		40,000		
	介護医療保険料の計	円		90,000
⑯ 地震保険料除	地震保険料の計	円	旧長期損害保険料の計	円
		80,000		

⑰ 寡婦控除 死別 生年不明 離婚 未帰還

⑱ ひとり親控除 ひとり親控除

⑲ 勤労学生控除 (学校名)

⑳ 障害者除

フリガナ	氏名	障害の程度	級度
フリガナ	氏名	障害の程度	級度

㉑～㉒ 配偶者控除

配偶者 氏名 申告花子 生年月日 35・2・4 配偶者の合計所得金額 0 円

同一生計配偶者 個人番号 345678910112 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)

㉓ 扶養控除

フリガナ	氏名	生年月日	明・大・昭 平・令	同居・別居の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄	父	控除額	45 万円
申告一郎		5・7・3							
フリガナ	氏名	生年月日	明・大・昭 平・令	同居・別居の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄	子	控除額	33 万円
申告四郎		62・1・9							

16歳未満の扶養親族(121歳未満)

フリガナ	氏名	生年月日	平・令	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄		控除額	万円
フリガナ	氏名	生年月日	平・令	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄		控除額	万円

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。

㉔ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失のうち災害関連支出の金額
㉕ 医療費控除	支払った医療費	保険金などで補填される金額	
	205,000 円	30,000 円	

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円
	不動産	ウ	1,200,000	
	配当	イ	150,000	
	給与	エ	1,175,000	
	雑業	カ		
	その他	キ	300,000	
	短期	ク		
	長期	ケ	1,291,510	
	一時	コ		
	総合譲渡	サ		
	合計	シ		

2 所得金額	事業	営業等	①
	不動産	②	350,000
	配当	③	150,000
	給与	④	625,000
	雑業	⑤	
	その他	⑥	50,000
	合計	⑦	50,000
	総合譲渡・一時	⑧	645,755
	合計	⑨	1,820,755
	社会保険料除	⑩	200,000
	生命保険料除	⑪	70,000
	地震保険料除	⑫	25,000

4 所得から差し引かれる金額	寡婦、ひとり親控除	330,000
	勤労学生、障害者控除	
	配偶者(特別)控除	330,000
	扶養控除	780,000
	基礎控除	430,000
	⑬から⑳までの計	1,835,000
	雑損控除	
	医療費控除	83,963
	合計	1,918,963

地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

手順1
4ページ参照

この申告書に係る所得等のある方は、「令和7年度 市民税県民税(国民健康保険税等)申告書(分離課税等用)」を合わせて提出してください。

手順3
6～8ページ参照

手順2
4～5ページ参照

手順3
6～8ページ参照

手順4
8ページ参照

申告書裏面

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月	収
1	5,000	円	20	日	100,000
2	5,000		18		90,000
3	5,000		16		80,000
4	5,000		21		105,000
5	5,000		20		100,000
6	5,000		18		90,000
7	5,000		21		105,000
8	5,000		21		105,000
9	5,000		19		95,000
10	5,000		20		100,000
11	5,000		23		115,000
12	5,000		18		90,000
賞与等					0
合計					1,175,000
勤務先所在地		野洲市小篠原			
勤務先名		〇〇〇店			
電話番号		(077) 587-6040			

手順2
4~5ページ参照

7 事業・不動産所得に関する事項

裏

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
不動産	小篠原×××	1,200,000	850,000	

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
株式	〇×株式会社	R6・3	150,000	0

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
個人年金	△×生命保険	300,000	250,000

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
短期					
長期	4,874,260	3,082,750	1,791,510	500,000	1,291,510
一時					
合計イ+{(ロ+ハ)×1/2}					645,755

右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。右の二の金額を表面の⑪の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額
申告三郎	子	60.1.23	平・令	350,000
個人番号				
氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額
個人番号				
氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額
個人番号				
所得税における青色申告の承認の有無 承認あり・承認なし				
合計額 350,000				

13 事業税に関する事項

非課税所得など	番号	所得金額
損益通算の特例適用前の不動産所得		
事業用資産の譲渡損失など		
前年中の開廃業		
開始・廃止 月 日		
<input type="checkbox"/> 他都道府県の事務所等		

12 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	個人番号	住所
申告四郎	2,3,4,5,6,7,8,9,10,11	〇〇県××市△△123-45
氏名	個人番号	住所
氏名	個人番号	住所

その他記載事項
8ページ参照

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。

配当割額控除額	7,500
株式等譲渡所得割額控除額	

16 住宅借入金等特別税額控除に関する事項

住宅借入金等特別控除適用数	居住開始年月日	住宅借入金等特別控除区分	住・認増・震
	(1回目)		
住宅借入金等特別控除可能額	居住開始年月日(2回目)	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	住・認増・震

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分	特例控除対象	特例控除対象以外
		10,000
滋賀県共同募金会、日本赤十字社滋賀県支部		
滋賀県条例指定分		
野洲市条例指定分		

各欄に当該団体へ寄附した金額をそれぞれ記入してください。ふるさと納税に該当する震災関連寄附金は「都道府県、市区町村分」の「特例控除対象」の欄に記入してください。

*住宅借入金等特別控除の額の内訳

17 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	特別障害者に該当する場合	級度	別居の場合の住所

手順2
5ページ参照

手順1▶住所、氏名などを記入する

令和7年度 市民税県民税(国民健康保険税等)申告書

野洲市長				現住所		宛名番号		職業		
				1月1日現在の住所		フリガナ		電話番号 () -		
提出年月日			氏名			個人番号				
年	月	日								
生年月日			明・大・昭 平・令		世帯主の氏名		続柄			

表

現住所	現在お住まいの住所を記入してください。 (アパート名、部屋番号なども記入してください。)
1月1日現在の住所	令和7年1月1日現在の住民票記載の住所を記入してください。現住所と同じ場合は記入不要です。
氏名・フリガナ	氏名とフリガナを記入してください。押印は不要です。
生年月日	該当年号に○をして、年月日を記入してください。
職業	令和6年1月から令和6年12月までの就労状況(主な職業)を記入してください。(無職の場合は無職と記入)
電話番号	日中に連絡がとれる電話番号(携帯電話可)を記入してください。
個人番号	12桁の個人番号(マイナンバー)を記入してください。また、郵送で提出する場合は、マイナンバーカードの写し、もしくはマイナンバー通知カードと本人確認書類の写しを添付してください。
世帯主の氏名・続柄	世帯主の氏名と、申告者からみた続柄を記入してください。 (例) 申告者が子で世帯主が父の場合：父

手順2▶収入金額等、所得金額を計算する

主な所得の種類

営業等	自営業を営まれている場合(生命保険等の外交員やサービス業、家内労働者も含まれます。)	収支計算が必要です (収支内訳書の控えは必ず各自で保管してください。)
農業	農業を営まれている場合	
不動産	土地や建物などの貸付け(アパート(貸間)や貸しガレージ(駐車場)等による収入)がある場合	
利子	公社債、預貯金の利子、公社債投資信託などの収益の分配による所得 次の所得については課税されませんので、申告する必要はありません。 (1)所得税で源泉分離課税され、県民税利子割を分離課税された利子所得 (2)所得税で非課税とされる障害者等の小額預金などの利子所得	
配当	株式または出資の配当、剰余金の分配などによる所得(上場株式等に係る配当所得について申告する場合、総合課税と申告分離課税を選択することができます。)	
給与	一般給与	会社からの給与、賞与収入(アルバイトやパートによる収入も給与収入になります。)
	専従者給与	自営業を営む者と生計を一にする配偶者その他の親族(15歳未満の者を除く)が、その者の営む事業所得などを生ずべき事業にもっぱら従事したことの対価として支払いを受けた給与
公的年金等(雑)	国民年金や厚生年金、農業者年金、退職年金など(遺族年金や障害年金は非課税所得のため、記入しないでください。)	
業務(雑)	副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの(シルバー人材センターからの配分金、講演料、原稿料、ネットオークションなどを利用した個人取引、食料品の配送などの副収入)	
その他(雑)	申告書の収入項目に当てはまらない収入(個人年金など)	
総合譲渡	船舶、自動車、機械器具、書画、こつとう、漁業権、特許権、著作権等の譲渡による所得 短期譲渡に該当するもの…所有期間5年間以内に譲渡した場合 長期譲渡に該当するもの…5年を超える期間にわたって所有して譲渡した場合	
一時	生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金、賞金や懸賞当選金など	

申告書への記入方法

●営業等 (ア・①)、農業 (イ・②)、不動産 (ウ・③)

申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」に収入金額及び必要経費等を記入し、収入金額の合計は、申告書表面のア・イ・ウ欄へ、所得金額は①・②・③欄へ、それぞれ記入してください。(収支内訳書を添付してください。)

●配当 (オ・⑤)

申告書裏面の「8 配当所得に関する事項」に令和6年中に受けた配当の収入金額等を記入し、収入金額の合計は申告書表面のオ欄へ、所得金額は⑤欄へ、それぞれ記入してください。

●給与 (カ・⑥)

源泉徴収票が発行されている場合は、源泉徴収票の支払金額を申告書表面のカ欄に、給与所得控除後の金額を⑥欄に記入してください。

源泉徴収票が発行されない場合は、申告書裏面の「6 給与所得の内訳」を記入し、合計額を右の表【給与所得の計算】のA及び申告書表面のカ欄に記入してください。また、Aの金額が表中のどの範囲に該当するか確認し、給与所得の金額を算出してください。その金額を申告書表面の⑥欄に記入してください。

※下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されますので、申告書裏面の「17 所得金額調整控除に関する事項」を記入し、所得金額調整控除後の金額を⑥欄に記入してください。(年末調整において所得金額調整控除の適用を受けている場合を除く。)

(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次の1から3のいずれかに該当する場合

1. 特別障害者に該当する
2. 23歳未満の扶養親族を有する
3. 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

所得金額調整控除

$$=(\text{給与等の収入金額}(1,000\text{万円を超える場合は}1,000\text{万円})-850\text{万円})\times 10\%$$

(2) 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計が10万円を超える場合

所得金額調整控除

$$=\text{給与所得控除後の給与等の金額(上限}10\text{万円)}+\text{公的年金等に係る雑所得の金額(上限}10\text{万円)}-10\text{万円}$$

●公的年金等 (キ・⑦)

公的年金等の源泉徴収票の支払金額の合計額を右の表【公的年金等の雑所得の計算】のA及び申告書表面のキ欄に記入してください。また、Aの金額が表中のどの範囲に該当するか確認し、公的年金等の雑所得の金額を算出してください。その金額を申告書表面の⑦欄に記入してください。(企業年金も含まれます。)

●業務 (ク・⑧)、その他雑所得 (ケ・⑨)

申告書裏面の「9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」に収入金額及び必要経費等を記入し、収入金額の合計は申告書表面のクまたはケ欄へ、所得金額(収入金額から必要経費を差し引いた残額)は申告書表面の⑧または⑨欄へそれぞれ記入してください。

●総合短期譲渡 (コ・⑩)、総合長期譲渡 (サ・⑪)、一時 (シ・⑫)

申告書裏面の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に収入金額及び必要経費等を記入し、表中のイの金額を申告書表面のコに、ロの金額を申告書表面のサに、ハの金額を申告書表面のシに記入してください。また、表中のニの金額を申告書表面の⑩欄へ記入してください。

※「差引金額(収入金額-必要経費)」が赤字のときは0円と記入してください。

※「特別控除額」は50万円と記入するか、「差引金額(収入金額-必要経費)」が50万円に満たない場合は、その金額を記入してください。

●合計 (⑬)

申告書表面①欄から⑥欄、⑩欄、⑪欄を合計し、⑬欄に記入します。

所得のなかった方は、⑬欄に「0」と記入してください。

【給与所得の計算】

複数から給与(アルバイト・パート)をもらっている場合はその収入額の合計を記入してください。

給与等の収入金額	A _____ 円 カ欄へ
Aの金額(円)	給与所得の金額
~550,999	0円
551,000 ~1,618,999	A-550,000 _____ 円
1,619,000 ~1,619,999	1,069,000円
1,620,000 ~1,621,999	1,070,000円
1,622,000 ~1,623,999	1,072,000円
1,624,000 ~1,627,999	1,074,000円
1,628,000 ~1,799,999	A÷4 (千円未満の 端数切捨て) B×2.4+100,000 _____ 円
1,800,000 ~3,599,999	B B×2.8-80,000 _____ 円
3,600,000 ~6,599,999	B _____,000円 B×3.2-440,000 _____ 円
6,600,000 ~8,499,999	A×0.9-1,100,000 _____ 円
8,500,000~	A-1,950,000 _____ 円

申告書の「2 所得金額」の⑥に金額を転記してください。

【公的年金等の雑所得の計算】

複数から年金をもらっている場合は、その収入金額の合計を記入してください。

公的年金等の収入金額	A _____ 円 キ欄へ			
年齢区分	Aの金額(円)	公的年金等の雑所得の金額		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		~10,000,000	10,000,001 ~20,000,000	20,000,001~
昭和三十五年一月一日以前に生まれた人	~3,299,999	A-1,100,000 _____ 円	A-1,000,000 _____ 円	A-900,000 _____ 円
	3,300,000 ~4,099,999	A×0.75-275,000 _____ 円	A×0.75-175,000 _____ 円	A×0.75-75,000 _____ 円
	4,100,000 ~7,699,999	A×0.85-685,000 _____ 円	A×0.85-585,000 _____ 円	A×0.85-485,000 _____ 円
	7,700,000 ~9,999,999	A×0.95-1,455,000 _____ 円	A×0.95-1,355,000 _____ 円	A×0.95-1,255,000 _____ 円
	10,000,000~	A-1,955,000 _____ 円	A-1,855,000 _____ 円	A-1,755,000 _____ 円
昭和三十五年一月二日以後に生まれた人	~1,299,999	A-600,000 _____ 円	A-500,000 _____ 円	A-400,000 _____ 円
	1,300,000 ~4,099,999	A×0.75-275,000 _____ 円	A×0.75-175,000 _____ 円	A×0.75-75,000 _____ 円
	4,100,000 ~7,699,999	A×0.85-685,000 _____ 円	A×0.85-585,000 _____ 円	A×0.85-485,000 _____ 円
	7,700,000 ~9,999,999	A×0.95-1,455,000 _____ 円	A×0.95-1,355,000 _____ 円	A×0.95-1,255,000 _____ 円
	10,000,000~	A-1,955,000 _____ 円	A-1,855,000 _____ 円	A-1,755,000 _____ 円

申告書の「2 所得金額」の⑦に金額を転記してください。

手順3 ▶ 所得から差し引かれる金額（所得控除）を計算する

主な所得控除の種類

社会保険料控除	令和6年中に支払った国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料など ※国民年金保険料及び国民年金基金の掛金について控除を受ける場合は控除証明書が必要です。
小規模企業共済等掛金控除	第一種共済掛金、心身障害者扶養共済掛金、確定拠出年金法の個人型または企業型年金加入者掛金
生命保険料控除	生命保険、簡易生命保険、農協等の生命共済等
地震保険料控除	一定の地震保険、損害保険等
ひとり親控除	令和6年中の合計所得金額が500万円以下で、配偶者がおらず、生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除き、総所得金額等が48万円以下の者に限る）がいる場合
寡婦控除	ひとり親控除に該当せず、次のいずれかに当てはまる場合 ①合計所得金額が500万円以下で、夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる場合 ②合計所得金額が500万円以下で、夫と死別した後婚姻をしていない、または夫の生死が明らかでない場合
勤労学生控除	特定の学校の学生、生徒であって、自己の勤労による給与所得等の合計所得金額が75万円以下で、かつ合計所得金額のうち給与所得以外の所得が10万円以下の人
障害者控除	令和6年12月31日現在、あなたや同一生計配偶者、扶養親族が、障害者や特別障害者である場合
配偶者控除	あなたの令和6年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の令和6年中の合計所得金額が48万円以下の場合
配偶者特別控除	あなたの令和6年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合
扶養控除	あなたと生計を一にする親族の令和6年中の合計所得金額が48万円以下の場合
基礎控除	あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合
雑損控除	災害や盗難などにより損害を受けた場合。災害等に関連してやむを得ない支出をした場合
医療費控除	令和6年中に病院、診療所、薬局、助産所などにあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費で通常必要と認められるもの及び介護保険に係るサービスの対価で認められるものの合計額が一定額を超える場合。セルフメディケーションとの併用はできません。
セルフメディケーション税制による医療費控除の特例	令和6年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行い、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族に係るスイッチOTC医薬品の購入対価の合計額が12,000円を超える場合。なお、従来の医療費控除との併用はできません。

申告書への記入方法

●社会保険料控除 (13)

支払った保険料の金額を保険料の種類ごとに申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」欄に記入してください。その合計額を申告書の⑬欄に記入してください。

※年金から天引き(特別徴収)された社会保険料は、本人からのみ控除できます。

●小規模企業共済等掛金控除 (14)

支払った共済掛金の金額の合計を申告書表面の⑭欄に記入してください。

●生命保険料控除 (15)

生命保険料控除証明書により、各契約の新旧区分、一般・介護医療・個人年金の適用区分を確認してください。(平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る保険料は「新契約」、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料は「旧契約」です。)

新旧それぞれ適用区分ごとに支払保険料の合計を右の表(⑮生命保険料控除額の計算)のA～C及び申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」欄に記入してください。表(⑮生命保険料控除額の計算)に基づいて生命保険料控除額を算出し、その額を申告書表面の⑮欄に記入してください。

※新契約と旧契約の両方がある場合は、新旧別々に控除額を計算し、それを合計します。その場合の限度額は、新契約の限度額(28,000円)を適用します。ただし、旧契約のみで計算した控除額が28,000円を上回る場合は、旧契約の限度額(35,000円)を適用できます。

●地震保険料控除 (16)

地震保険料控除証明書により、地震保険か旧長期損害保険かを確認してください。(旧長期損害保険とは、平成18年末までに締結した契約のうち、保険期間が10年以上で、満期返戻金があり、平成19年1月1日以後に契約等を変更していないものを言います。)

支払保険料の合計を右の表(⑯地震保険料控除額の計算)のAまたはB及び申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」欄に記入してください。表(⑯地震保険料控除額の計算)に基づいて地震保険料控除額を算出し、その額を申告書表面の⑯欄に記入してください。

※1つの損害保険契約等で地震保険、旧長期損害保険いずれにも該当する場合は、選択により、いずれか一方にのみ該当するものとして控除額を計算します。

⑮生命保険料控除額の計算

A1	旧生命保険料(合計)	円
A2	新生命保険料(合計)	円
B1	旧個人年金保険料(合計)	円
B2	新個人年金保険料(合計)	円
C	介護医療保険料(合計)	円
D 旧契約	A1またはB1の金額 ～15,000円	控除額 A1またはB1の金額
	15,001円～40,000円	A1またはB1×0.5+7,500円
	40,001円～70,000円	A1またはB1×0.25+17,500円
	70,001円～	35,000円(限度額)
E 新契約	A2またはB2またはCの金額 ～12,000円	控除額 A2またはB2またはCの金額
	12,001円～32,000円	A2またはB2またはC×0.5+6,000円
	32,001円～56,000円	A2またはB2またはC×0.25+14,000円
	56,001円～	28,000円(限度額)
F	各区分A(1・2)、B(1・2)、Cの控除額の合計	生命保険料控除額(最高70,000円) 円

申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の⑮に「F」の金額を転記してください。

⑯地震保険料控除額の計算

A	地震保険料(合計)	円
B	旧長期損害保険料(合計)	円
C 地震保険料	Aの金額 ～50,000円	地震保険料の控除額 A×0.5 円
	50,001円～	25,000円
D 旧長期損害保険料	Bの金額 ～5,000円	旧長期損害保険料の控除額 Bの金額 円
	5,001円～15,000円	B×0.5+2,500円 円
	15,001円～	10,000円
E	C+D	地震保険料控除額(最高25,000円) 円

申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の⑯に「E」の金額を転記してください。

●寡婦控除 (17)

申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「寡婦控除」欄及び死別・生死不明・離婚・未帰還の別にチェックし、申告書表面の17欄に、「260,000円」を記入してください。

●ひとり親控除 (18)

申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「ひとり親控除」欄にチェックし、申告書表面の18欄に、「300,000円」を記入してください。

●勤労学生控除 (19)

申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「勤労学生控除」欄にチェックし、その下に学校名を記入してください。また、申告書表面の19欄に「260,000円」を記入してください。

●障害者控除 (20)

申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「障害者控除」欄に対象の方の氏名・フリガナ・障害の程度・個人番号(マイナンバー)を記入してください。また、申告書表面の20欄に障害者控除の場合は「260,000円」を、特別障害者控除の場合は「300,000円」を、同居特別障害者控除の場合は「530,000円」を記入してください。

※特別障害者とは、療育手帳(A)・身体障害者手帳(1級、2級)・精神障害者保健福祉手帳(1級)等をお持ちの人を言います。

●配偶者控除 (21)

申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」欄に配偶者の氏名・フリガナ・生年月日・個人番号(マイナンバー)・配偶者の合計所得金額を記入してください。右の表(21)配偶者控除額の計算)のどの範囲に該当するか確認し、配偶者控除額を算出して、その額を申告書表面の21欄に記入してください。

※令和6年中の合計所得金額が1,000万円を超える納税者の配偶者に対する配偶者控除の適用はありません。ただし、配偶者が同一生計配偶者(納税者の配偶者でその納税者と生計を一にするもの(青色事業専従者等を除く。))のうち、合計所得金額が48万円以下である者である場合、市民税・県民税の非課税限度額を計算する扶養親族に含めるため、申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」欄に必ず記入し、同一生計配偶者の□にチェックしてください。

●配偶者特別控除 (22)

申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」欄に配偶者の氏名・フリガナ・生年月日・個人番号(マイナンバー)・配偶者の合計所得金額を記入してください。また、配偶者の合計所得金額を右の表(22)配偶者特別控除額の計算)のAに記入し、Aの金額が表中のどの範囲に該当するか確認して、配偶者特別控除額を算出してください。その額を申告書表面の22欄に記入してください。

●扶養控除 (23)

申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「扶養控除」欄に扶養親族の氏名・フリガナ・生年月日・同居/別居の区分・申告者からみた続柄・個人番号(マイナンバー)を記入してください。また、扶養親族の年齢が右の表(23)扶養控除)のどの範囲に該当するか確認し、控除額を申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「扶養控除」欄及び23欄に記入してください。

☆16歳未満の扶養親族について

年少扶養親族(0~15歳の扶養親族)に対する扶養控除が廃止されましたが、この年少扶養親族の人数も含めて市民税・県民税の非課税限度額を計算しますので、年少扶養親族がいる場合は、必ず記入してください。

※別居の場合は、申告書裏面の「12 別居の扶養親族等に関する事項」にも記入してください。

●基礎控除 (24)

あなたの令和6年中の合計所得金額を右の表(24)基礎控除)のA欄に記入してください。Aの金額が表中のどの範囲に該当するか確認し、基礎控除額を算出して、その額を申告書表面の24欄に記入してください。

●雑損控除 (26)

損害金額の合計を右の表(26)雑損控除額の計算)のA及び申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」欄に記入し、保険金などで補てんされる金額を右の表(26)雑損控除額の計算)のB及び申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」欄に記入してください。表(26)雑損控除額の計算)に基づいて雑損控除額を算出し、その額を申告書表面の26欄に記入してください。

①配偶者控除額の計算

納税者本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除額	一般	33万円	22万円
	老人 (S30.1.1以前に生まれた人)	38万円	26万円
配偶者特別控除額			円

申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の①に転記してください。

②配偶者特別控除額の計算

A	配偶者の合計所得金額	円		
配偶者特別控除額	納税者本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	Aの金額	控 除 額		
	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円
配偶者特別控除額			円	

申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の②に転記してください。

③扶養控除 (注1)

老人扶養親族 (S30.1.1以前に 生まれた人)	同居老親等	450,000円
	同居老親等 以外の人	380,000円
	特定扶養親族 (H14.1.2~H18.1.1の間に生まれた人)	450,000円
一般の扶養親族 (H18.1.2~H21.1.1及び S30.1.2~H14.1.1の間に生まれた人)		330,000円

申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の③に上記の表にあてはまる金額を記入してください。

(注1)

合計所得金額(分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(特別控除前)の合計額を加算します。)が48万円を超える方を扶養親族にすることはできません。

④基礎控除

A	納税者本人の合計所得金額	円
基礎控除額	Aの金額	控除額
	2,400万円以下	43万円
	2,400万円超2,450万円以下	29万円
	2,450万円超2,500万円以下	15万円
	2,500万円超	0円

⑤雑損控除額の計算

A	損害金額(合計)	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A-B(差引損失額)	円
D	申告書の②(※)	円
E	D×0.1	円
F	C-E	円
G	Cのうち 災害関連支出の金額	円
H	G-50,000円	円
I	FとHのいずれか 多い方の金額	円

申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の⑤に「I」の金額を転記してください。

※ほかに申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(特別控除前)の合計額を加算します。

●医療費控除または医療費控除の特例 (⑦)

医療費控除を選択する場合

支払った医療費の合計と保険金などで補てんされる金額を、右の表 (⑦医療費控除額の計算) のAとB及び申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」欄に記入してください。表 (⑦医療費控除額の計算) に基づいて医療費控除額を算出し、その額を申告書表面の⑦欄に記入してください。

なお、控除の限度額は200万円です。

- ※予防接種や特定健康診査の費用は対象になりません。
- ※おむつ代やストマ用装具代の申請は、使用証明書を添付してください。

セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を選択する場合

支払ったスイッチOTC医薬品の購入費の合計と保険金などで補てんされる金額を、右の表 (⑦セルフメディケーション税制による医療費控除額の計算) のAとB及び申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」欄に記入してください。表 (⑦セルフメディケーション税制による医療費控除額の計算) に基づいて医療費控除額を算出して、その額を申告書表面の⑦欄に記入し、「区分」の□に「1」と記入してください。

なお、控除の限度額は8万8千円です。

⑦医療費控除額の計算

A	支払った医療費等	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A-B	円
D	申告書の⑩(※)	円
E	D×0.05	円
F	10万円とEのいずれか少ない方の金額	円
G	C-F	円

申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の⑦に「G」の金額を転記してください。

※ほかに申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(特別控除前の金額)の合計額を加算します。

⑦セルフメディケーション税制による医療費控除額の計算

A	スイッチOTC医薬品の購入費	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A-B	円
D	C-12,000円	円

申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の⑦に「D」の金額を転記し、「区分」に「1」と記入してください。

その他記載事項

11 事業専従者に関する事項

生計を一にしている15歳以上の親族のうち、事業に専ら従事していた人がいる場合、事業専従者1人につき①と②のいずれか少ない方の金額を控除できます。(ただし、配偶者控除・扶養控除と重複して適用することはできません。)

- ①500,000円 (配偶者は860,000円)
- ②(事業専従者控除前の事業所得等の金額) ÷ (事業専従者の数+1)

この控除を受けようとする場合は、申告書裏面の「11 事業専従者に関する事項」に事業専従者の氏名・申告者からみた続柄・生年月日・専従者給与(控除)額・個人番号(マイナンバー)・事業に従事した月数を記入してください。また、所得税における青色申告の承認の有無、専従者給与(控除)額の合計を記入してください。

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

上場株式等の配当等、一定の配当所得及び特定口座において源泉徴収を選択した株式等譲渡所得については、その所得の5%が市・県民税分として特別徴収されています。(配当割額及び株式等譲渡所得割額といいます。)

これらの所得は申告しなくてもよいことになっていますが、申告した場合は算出された所得割額から配当割額及び株式等譲渡所得割額が控除されます。

※ただし、申告した場合は、国民健康保険税等の算出の基礎となる所得に算入されますのでご注意ください。

この控除を受けようとする場合は、申告書裏面の「14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」に特別徴収された市民税県民税の税額を記入してください。

15 寄附金に関する事項

(1) 令和6年中に都道府県・市区町村に寄附をされた場合

寄附をされた合計額について、特例控除の対象となる市区町村分については「都道府県、市区町村分」のうち「特例控除対象」欄に、それ以外の方は「特例控除対象以外」欄にそれぞれ記入してください。

(2) 令和6年中に東日本大震災、被災地方公共団体の救済を目的とする災害義援金として寄附をされた場合

日本赤十字社、中央共同募金会、日本政府等に対して寄附をされた合計金額を「都道府県、市区町村分」の「特例控除対象」欄に記入してください。

(3) 令和6年中に滋賀県共同募金会、日本赤十字社滋賀県支部に上記(2)以外の目的で寄附をされた場合

寄附をされた合計額を「滋賀県共同募金会、日本赤十字社滋賀県支部」欄に記入してください。

(4) 令和6年中に滋賀県や野洲市の条例で指定された団体等に寄附をされた場合

対象の団体等に寄附をされた合計金額を「滋賀県条例指定分」及び「野洲市条例指定分」欄にそれぞれ記入してください。

※団体によっては、市民税・県民税のうち、いずれかのみ控除の対象となる場合がありますのでご注意ください。

16 住宅借入金等特別税額控除に関する事項

住宅借入金等を利用して家屋の新築、購入又は増改築等をして、一定の要件を満たす場合に受けられる控除です。(所得税から控除しきれなかった額がある場合に市民税県民税から控除することができます。)

この控除を受けようとする場合は、申告書裏面の「16 住宅借入金等特別税額控除に関する事項」に居住開始年月日・住宅借入金等特別控除可能額等を記入してください。

また、適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分が次のいずれに該当するか確認し、「住宅借入金等特別控除区分」欄の該当するものに○をしてください。

住：一般の住宅借入金等特別控除の場合 (増改築を含みます。)

認：認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合

増：特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合 (市民税県民税からは控除できません。)

震：東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和6年12月31日までの間に新築や購入、増改築をした家屋に係る住宅借入金等について、震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合

複数ある場合は、「住宅借入金等特別控除適用数」に適用数を記入し、それぞれの居住開始年月日を「居住開始年月日(1回目)」、「居住開始年月日(2回目)」欄に、それぞれの住宅借入金等特別控除区分を「住宅借入金等特別控除区分(1回目)」、「住宅借入金等特別控除区分(2回目)」欄に記入してください。

手順 4 ▶ 市民税県民税の納税方法を選択する

給与所得及び公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る市民税・県民税の納税方法について、「給与から差引き(特別徴収)」または「自分で納付(普通徴収)」を選択し、申告書表面の「5 給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法」欄にチェックしてください。